

別紙 2 - 5

発議第 15 号

平成 25 年 12 月 19 日

木津川市議会  
議長 西岡 努 様

提出者 木津川市議会厚生常任委員会  
委員長 島野 均

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する  
医療費助成の拡充を求める意見書について

上記の意見書を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び木津川市議会会議規則（平成 19 年木津川市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する  
医療費助成の拡充を求める意見書（案）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が肝炎対策協議会においてもなされているところである。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっているが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の制度について何ら具体的な措置を講じておらず、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者への支援の拡大・強化の実現は、一刻の猶予もない課題である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

よって、国におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
- 2 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。
- 3 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

木津川市議会議長 西岡 努

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣